

入札条件

1. 本件入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、村山市契約に関する規則（昭和39年3月30日規則第4号）に定めるもののほか、本件に定めるところによる。
2. 本件入札は郵便により執行する。入札参加者は、入札書を指定する時間、場所まで郵便書留もしくは、持参しなければならない。
3. 封書は、封印しなければならない。
4. 封書の表に、「入札書在中」と明記しなければならない。
5. 封書の表に、入札件名を明記しなければならない。
6. 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
7. 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 封書に封印のないもの
 - (3) 記名押印を欠く入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 明らかに連合によると認められる入札
 - (7) 予定価格に満たない金額による入札
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
8. 入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
9. 入札保証金は入札金額の5%以上とする
(ただし、村山市契約に関する規則第4条に該当する場合は免除する。)
契約保証金は契約金額の10%以上とする
(ただし、村山市契約に関する規則第6条に該当する場合は免除する。)
10. 落札者は、予約完結権を他に譲渡することはできない。
11. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
12. 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (2) 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次により申し出るものとする。
 - ア 入札執行前には、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（書留で入札日の前日までに到達するものに限る）して行う。
 - イ 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
13. 落札となるべき同価の入札者が2者以上のときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせて落札者を決定する。
14. 落札者の決定については、最高価格入札者を落札者とする。
15. 物件の引渡しは、売却代金の全額完納を確認後に行う。